

Q1-8 職業紹介事業への登録ができる募集情報等提供事業のサービスにおいてメールアドレス等を収集した場合、特定募集情報等提供に該当するののか。

A1-8 ○募集情報等提供に用いていない場合には、特定募集情報等提供には該当しません（Q1-6参照）。

○このため、募集情報等提供事業のサービスを経由して職業紹介事業への登録ができる場合に、当該登録に当たって収集されたメールアドレス等の労働者になろうとする者に関する情報が、職業紹介事業にのみ使用されるのであれば、当該情報が何ら募集情報等提供の用に供されていないことから、当該募集情報等提供事業のサービスは特定募集情報等提供には該当しません。

○一方で、メールアドレス等を登録した労働者になろうとする者が、職業紹介事業を利用しないで、募集情報等提供事業のサービスのみを利用することができるようにしている場合、当該情報が募集情報等提供に用いられていることから、当該募集情報等提供事業のサービスは特定募集情報等提供に該当します。

参照

Q1-6 特定募集情報等提供に該当するのはどのような行為か。労働者になろうとする者に関する情報とはどのような情報を含むのか。

A1-6 ○特定募集情報等提供とは、募集情報等提供のうち、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行うものをいいます。

○労働者になろうとする者に関する情報とは、労働者になろうとする特定の個人を識別することができる情報のほか、個人を特定できない情報であっても、個人の経歴やメールアドレス、サイトの閲覧履歴、位置情報等を含むものです。

○求人メディア等において利用者が検索ワードを入力した場合や、チェックボックス等で検索結果の絞り込みを行った場合は、労働者になろうとする者に関する情報の収集には該当しません。

○なお、労働者になろうとする者に関する情報を収集していたとしても、募集情報等提供に用いていない場合には、特定募集情報等提供には該当しません。

○また、利用者全体のアクセス数、アクセス傾向、検索ワード等に基づいて、募集情報等の表示順等を決定することは特定募集情報等提供に該当しませんが、特定の利用者個人のサイトの閲覧履歴を踏まえ、当該利用者に対する募集情報等の表示順等を決定することは特定募集情報等提供に該当します。